事業計画の変更の認可について

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定により、事業計画の変更を認可し、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第十四条第三項の規定により、同法第三十八条第六項又は第八十一条の公告の日まで同法第十四条第一項の図書を公衆の縦覧に供します。

令和八年十月一日

中央区長　山本泰人

一　組合の名称、建替前マンションの名称及び敷地の区域、再生後マンションの敷地の区域、事業施行期間

組合の名称	建替前マンションの名称及びその敷地の区域	再生後マンションの敷地の区域	事業施行期間
月島四丁目住宅マンション再生組合	月島四丁目住宅 中央区月島四丁目千七百一番地一	中央区月島四丁目千七百一番地一	組合設立認可の日から令和十三年三月

二　事務所の所在地　東京都江東区東陽二丁目四番二十四号

三　組合設立認可の年月日　令和六年十一月五日

四　事業年度　令和六年度から令和十二年度まで

五　事業計画の変更の認可の年月日　令和八年九月十四日

六　公告の方法　組合の公告は事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

七　縦覧期間　令和八年十月一日からマンションの再生等の円滑化に関する法律第三十八条第六項又は第八十一条の公告の日まで（閉庁日を除く。）

八　縦覧時間　午前九時から午後五時まで

九　縦覧場所　東京都中央区築地一丁目一番一号　中央区都市整備部住宅課（本庁舎五階）